

石狩北部地区消防事務組合監査第3号

令和8年度監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年9月11日

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 岸 本 護

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 大 塚 裕 樹